

蕉夢苑ケアハウス 重要事項説明書

当施設のご利用は、原則として介護の必要の無い方が対象となります。但し以下の場合は除きます。

○同居の方が介護できる場合

○介護保険の在宅サービスを利用すれば、常時介護の必要なく生活できる場合
当重要事項説明書は、令和 7 年 8 月 1 日時点での説明書であり、今後変更することもあります。

1.施設経営法人

事業者名	社会福祉法人 宇医会
事業者所在地	熊本県宇城市不知火町長崎 740 番地
電話番号	0964-32-5551
代表者名	理事長 勝目 康裕
設立年月日	平成 6 年 2 月 24 日

2.ご利用施設

施設の名称	蕉夢苑ケアハウス
施設の所在地	熊本県宇城市不知火町長崎 740 番地
電話番号	0964-32-5528
代表者名	施設長 松浦 誠
施設の運営方針	施設の運営については高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等、緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。
開設年月日	平成 7 年 2 月 1 日
入居定員	30 名

当事業所では次の事業も併設しています。

居宅介護支援	
介護老人福祉施設	定員 50 名
短期入所生活介護・介護予防短期入所	定員 20 名
通所介護・介護予防通所介護	定員 30 名
訪問介護・介護予防訪問介護	

3.居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。

居室の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	18 室	トイレ・シャワールーム・洗面台・ベッド・電話機・電気調理器付き流し台・冷蔵庫・タンス・ナースコール・エアコン
2 人部屋	6 室	〃
合計	24 室	
食堂	1 室	
浴室	1 室	
洗濯室	1 室	洗濯機使用料（1 回）100 円 乾燥機は無料

居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

4.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	0.1 名以上	1 名（兼務可）
生活相談員	1 名以上	1 名
介護職員	1 名以上	1 名
事務員	0.8 名以上	なし
介護支援専門員	0.1 名以上	なし

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
生活相談員	7：00～16：00
介護職員	7：30～16：30
事務員	8：00～17：00
介護支援専門員	9：00～18：00 （上記、交代制）
夜警員	18：00～7：00

5.当施設が提供するサービス

①食事：当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）朝食 8：00～9：00 昼食 12：00～13：00 夕食 17：30～18：30

②入浴：月曜～土曜日 男性 14：00～15：00 女性 15：00～20：00

日曜日 夏季のみシャワー浴（時間は月～土と同じ）

③その他：通院送迎（毎週水曜日）近隣の病院への送迎を行います。

ショッピング（毎週金曜日）

近隣のショッピングセンター、ホームセンター等への送迎を行います。

6.利用料金等

○入居一時金

単身の場合 50 万円 ご夫婦の場合 100 万円

○生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。

電気料金、電話料金など個人への特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とします。

○洗濯機使用料（1 回）100 円

○ガス料金：給湯、シャワー（1 日）100 円 ※使用日のみ

○冬期加算について

11 月から 3 月に限り、暖房費として冬期加算を徴収します。

○減算について

項目	減算が適用される事項	減算額
生活費	終日（3 食）欠食	1000 円
	入院・ショートステイ	日割り
	月の途中での入退居	日割り
冬期加算	入院・ショートステイ	日割り
	月の途中での入退居	日割り

※サービス提供費（旧事務費）及び居住費の減算はありません。

○利用料のお支払い方法

料金・費用は、1 ヶ月毎に計算し、請求します。お支払い方法は、翌月の 20 日に指定の金融機関（銀行・郵便局・JA 等）から自動引き落としとさせていただきます

○協力医療機関等

医療を必要とする場合は、入居者、ご家族の希望により下記協力医療機関において診療や治療を受ける事が出来ます。また、下記医療機関での診療や治療を義務づける物ではありません。

- | | | | |
|------------|-----------|----|--------------|
| (1) 協力内科医院 | 小篠内科医院 | 電話 | 0964-33-1206 |
| (2) 協力歯科医院 | 徳治会歯科医院宇城 | 電話 | 0964-32-5893 |

○施設を退居していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ① 心身の状態により、常時の介護が必要となった場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由によりケアハウスを閉鎖した場合
- ③ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ ご契約者から退居の申し出があった場合（30 日以上予告期間をもって）
- ⑤ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は入居契約書をご参照ください）

7. 事故発生時の対応について

- ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご契約者の家族、県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ご契約者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 万一の事故に備えて、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

8. 秘密保持に関して

- 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

9. 個人情報について

- 医療、介護関係者等との連携においては、ご契約者の情報を共有する必要がありますが、個人情報を用いる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 利用中の苦情受付について

- (1) 苦情や相談は、随時受け付けます。
- ・ 苦情窓口担当 在宅課長 堀田 修平
- ※不在の場合は、他の職員が受け付けます。
- ・ 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：30

- ・電子メール アドレス：uikai@isis.ocn.ne.jp
- ・苦情ボックスをハウス玄関ロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

熊本県社会福祉協議会	熊本市南千反畑町 3 番 7 号 電話 096-324-5454 9:00～17:00
------------	---

(3) 円滑かつ迅速に苦情解決を行うための体制

別紙「福祉サービスに関する苦情解決体制」をご参照ください。

11.提供するサービスの第三者評価の実施について

○熊本県福祉サービス第三者評価について未受審。

12.感染症や災害時の対応強化について

○感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できる体制を構築いたします。

13.利用者の権利擁護、虐待防止について

○虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施)を講じていきます。
虐待を発見した場合は速やかに市町村へ報告をします。

14.身体拘束等について

○ご契約者又は、その他のご契約者等の生命又は身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15.ハラスメント防止のための取組み

○当施設は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記①から③のいずれかの行為に該当するものとします。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為(回避して危害を免れた場合も含む)
(パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他)
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
(パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他)
- ③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
(セクシャル・ハラスメント)

○施設からの申し出により契約解除させていただく場合(退居)

契約者またはその家族等によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動(カスタマーハラスメント)が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、当施設から契約解除させていただくことがあります。